

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年4月25日午後1時00分～午後5時25分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 「平成30年春の勲章伝達式」の実施について

5月8日に大阪府警察本部において、受章者148人を対象に「平成30年春の勲章伝達式」を実施する旨の報告があった。

(2) 不正競争防止法違反事件の検挙について

生活環境課及び第五管区海上保安本部合同捜査本部が、標記の事件につき、4月19日に被疑者5人を逮捕した旨の報告があった。

(3) 職業安定法違反事件の検挙について

少年課及び南警察署が、標記の事件につき、4月18日に被疑者4人を逮捕した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 事件化もさることながら関係機関との連携は必要不可欠であることから、引き続き、児童の性的搾取等に係る犯罪被害の防止に向けて、情報共有や積極的な広報啓発活動をお願いしたい。

(4) 特殊詐欺事件の検挙（アジト摘発）について

捜査第二課が、天満警察署及び住之江警察署と合同で、標記の事件につき、4月18日に被疑者2人を逮捕した旨の報告があった。

【委員発言】

○ この種事案を根付かせないためにも、事件の全容解明に努めていただき、特殊詐欺被害の防止に繋げていただきたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、85件の行政処分を決定した。

(2) 「大阪府風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果等について

ア 都市計画法の一部が改正され、用途地域に「田園住居地域」が規定されたことに伴い、「大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以下「条例」という。）」の一部を改正するため、パブリックコメントを実施した結果について報告があった。

また、条例の一部を改正したい旨の報告があり、可として決裁した。

- イ 上記条例の一部改正に伴い、「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例施行規則」の一部を改正したい旨の報告があり、可として決裁した。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分2件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。
- (4) 不服申立てに対する裁決について
- ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案
- 運転免許取消処分の取消し又は軽減を求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。
- イ 一般運転者に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案
- 一般運転者に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。
- (5) 「大阪府個人情報保護条例の施行に関する規則」の一部改正について
- 「大阪府個人情報保護条例の施行に関する規則」の一部改正について報告があり、可として決裁した。
- (6) 警察署協議会委員の辞職及び後任委員の委嘱について
- 和泉警察署協議会委員1人からの辞職申出と欠員補充が必要である旨の報告があり、審議の結果、辞職を承認するとともに、候補者名簿の中から1人を委嘱することとして決定した。
- (7) 「大阪府警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例」の一部改正について
- 大阪府平野警察署の新庁舎移転に伴い「大阪府警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例」の一部改正について報告があり、可として決裁した。
- (8) 警察職員の援助要求について
- 警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について、可として決裁した。
- (9) 警察職員の援助要求について
- 警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について、可として決裁した。
- (10) 集団示威運動等許可申請書の許可について
- 集団示威運動等の許可申請6件について報告があり、可として決裁した。
- (11) 苦情及び意見要望の受理について
- ア 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
- イ 意見要望50件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 平成30年度大阪府監査委員等による監査の実施について

平成30年度の大阪府監査委員等による監査は、平成30年5月から平成31年2月までの間に、「庶務諸給与監査」は本部23所属及び警察署16署、「事務事業監査」は本部各事業担当のうち指定される所属、「歳入歳出等財務監査」は本部予算執行課及び別途指定される所属、「実地監査」は警察署16署及び「書面監査」は警察署49署に対して実施される旨の報告があった。

(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告・禁止命令の実施状況について

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく、平成30年1月から3月末日までの間における52件の警告及び6件の禁止命令の実施状況について報告があった。

(3) 3月中の警察宛て苦情集約結果について

3月中の警察宛ての苦情申出状況について報告があった。

(4) 生活安全部主管に係る3月中の専決事務処理状況について

3月中における生活安全部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(5) 刑事部主管に係る3月中の専決事務処理状況について

3月中における刑事部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(6) 交通部主管に係る3月中の専決事務処理状況について

3月中における交通部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(7) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について

4月9日から4月15日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上